

産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市中央区北1条東1丁目4番地1サン経成ビル内
名 称 一般財団法人札幌市環境事業公社
理事長 小林 宏史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 上 田 文 雄



許可の年月日 平成27年 4月 2日
許可の有効年月日 平成32年 4月 1日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- (1) 破 碎（木くず（（騒音に悩まされているものに限る。）））
(2) 選 別（廃プラスチック類）
（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供する施設

(1) 破碎施設（木くずの破碎）

設 置 場 所: 札幌市北区篠路町福移153番地
設置年月日: 昭和63年8月22日
処 理 能 力: 120t/日（8時間稼働）

(2) 選別施設（廃プラスチック類の選別）

設 置 場 所: 札幌市東区中沼町45番地24
設置年月日: 平成10年10月1日
処 理 能 力: 12.8t/日（8時間稼働）

(3) 選別施設（廃プラスチック類の選別）

設 置 場 所: 札幌市南区真駒内129番地30
設置年月日: 平成10年10月1日
処 理 能 力: 9.6t/日（8時間稼働）

3 許可の条件

無

4 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 4月 2日	新規許可
平成 7年 4月 2日	更新許可
平成10年10月 1日	変更許可（廃プラスチック類の選別の追加）
平成12年 4月 2日	更新許可
平成17年 4月 2日	更新許可
平成22年 4月 2日	更新許可
平成27年 4月 2日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

○木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）
- ・ PCB が染み込んだもの。

注：これら以外の業種から発生する廃木材などは、一般廃棄物に該当します。

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。